

# ブラッセル日本人学校体験入学受け入れ要項

## 1 受け入れ対象児童生徒

- 学校教育法における義務教育年限であり、日本語での学習が可能な児童生徒。
  - 授業に落ち着いて参加でき、身辺自立ができている児童生徒
  - 補習校在籍児童生徒は、前述に加え、①～③のいずれかに該当する者を受け入れる。
    - ① 全日制への入学を前提にした児童生徒
    - ② 2年以内で帰国予定の児童生徒
    - ③ 全日制に兄弟姉妹が在籍している児童生徒
- ※ 受け入れについては、本校の事情により希望に沿えないこともある。

## 2 受け入れ期間

- 連続した5授業日を1回とする。
- 同一年度（4月から3月）に1回を原則とする。
- 学校行事等により受け入れられない期間もある。

## 3 受け入れ学年及び受け入れ人数

- 義務教育年限における学年を原則とするが、日本語をはじめとする各教科の習熟の程度に応じて、校長が受け入れ学年を決定する。
- 日本語並びに各教科の習熟の程度については、必要に応じて校長が面談して確認する。
- 同一日における受け入れ数は、各学級2名を上限とする。

## 4 体験入学費用

- 体験入学費用として、1回1000€（消耗品費、光熱費等含む）を徴収する。
- 体験入学費用は、受け入れ決定後、体験入学初日までに振り込む。
- 受け入れ決定後の体験入学費用の返金を行わない。
- 学習に使用する教材費や旅費（校外学習等）は別途徴収する。

## 5 受け入れ手続き

- 受け入れ1か月前までに、別紙「ブラッセル日本人学校体験入学願」に必要事項を記入して、事務室に提出する。
- 受け入れは、体験入学願届け出順とする。
- 受け入れの決定は、1週間前までに電話等で保護者または保護者代理人に連絡する。

## 6 その他

- 登下校や学校生活におけるきまりは、当校児童生徒と同じとする。また、傷害等の保険についても当校児童生徒と同じものを適用する。
- 小学生は保護者の送迎による登下校とし、中学生は保護者の送迎または生徒のみの登下校とする。
- 習熟の程度の如何を問わず、個別指導の要請には対応できない。
- 授業への参加に無理が生じる場合は、体験期間を短縮する場合もある。
- 体験入学児童生徒は、教科書を持参するものとする。教科書を持っていない場合は学校に相談することとする。
- 必要に応じて、体験入学の証明書を交付する。

平成16年6月1日施行  
令和4年10月15日一部改訂